

別添 4

一般国道 28 号（本州四国連絡道路（神戸・鳴
門ルート））等に関する協定

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 1 - 2 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号
(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

(4)工事予算

4, 120 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 727 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135 百万円
H 1 9	4,509 百万円
H 2 0	4,337 百万円
H 2 1	5,665 百万円
H 2 2	5,438 百万円
H 2 3	4,197 百万円
H 2 4	3,663 百万円
H 2 5	8,767 百万円
H 2 6	11,343 百万円
H 2 7	12,181 百万円
H 2 8	6,958 百万円
H 2 9	8,621 百万円
H 3 0	9,152 百万円
R 1	7,016 百万円
R 2	11,768 百万円
R 3	7,725 百万円
R 4	24,891 百万円
R 5	48,461 百万円
R 6	12,019 百万円
R 7	8,814 百万円
R 8	8,743 百万円
R 9	7,371 百万円
R 1 0	7,315 百万円
R 1 1	7,048 百万円
R 1 2	7,188 百万円
R 1 3	6,997 百万円
R 1 4	7,056 百万円
R 1 5	6,994 百万円
R 1 6	6,862 百万円
R 1 7	6,785 百万円
R 1 8	6,630 百万円
R 1 9	6,439 百万円
R 2 0	6,610 百万円
R 2 1	6,459 百万円
R 2 2	6,862 百万円
R 2 3	6,829 百万円
R 2 4	6,772 百万円
R 2 5	6,399 百万円
R 2 6	6,660 百万円
R 2 7	6,285 百万円
R 2 8	6,381 百万円
R 2 9	6,597 百万円
R 3 0	6,847 百万円
R 3 1	6,561 百万円
R 3 2	6,658 百万円
R 3 3	7,260 百万円
R 3 4	7,521 百万円
R 3 5	7,724 百万円
R 3 6	7,472 百万円
R 3 7	7,659 百万円
R 3 8	7,551 百万円
R 3 9	7,428 百万円
R 4 0	7,253 百万円
R 4 1	7,509 百万円
R 4 2	7,433 百万円
R 4 3	7,355 百万円
R 4 4	7,785 百万円
R 4 5	2,169 百万円

(注1) 平成18年度から令和3年度までは実績値を、令和4年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	13,398 百万円
---------	------------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6 百万円
H 3 0	12 百万円
R 1	25 百万円
R 2	8 百万円
R 3	302 百万円
R 4	341 百万円
R 5	1,174 百万円
R 6	148 百万円
R 7	0 百万円
R 8	0 百万円
R 9	0 百万円
R 1 0	0 百万円
R 1 1	0 百万円
R 1 2	0 百万円
R 1 3	0 百万円
R 1 4	0 百万円
R 1 5	0 百万円
R 1 6	0 百万円
R 1 7	0 百万円
R 1 8	0 百万円
R 1 9	0 百万円
R 2 0	0 百万円
R 2 1	0 百万円
R 2 2	0 百万円
R 2 3	0 百万円
R 2 4	0 百万円
R 2 5	0 百万円
R 2 6	0 百万円
R 2 7	0 百万円
R 2 8	0 百万円
R 2 9	0 百万円
R 3 0	0 百万円
R 3 1	0 百万円
R 3 2	0 百万円
R 3 3	0 百万円
R 3 4	0 百万円
R 3 5	0 百万円
R 3 6	0 百万円
R 3 7	0 百万円
R 3 8	0 百万円
R 3 9	0 百万円
R 4 0	0 百万円
R 4 1	0 百万円
R 4 2	0 百万円
R 4 3	0 百万円
R 4 4	0 百万円
R 4 5	0 百万円

(注1) 平成29年度から令和3年度までは実績値を、令和4年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙6

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり 面構築物等分	うち橋梁・トンネル 等分	
H18	(58,545 百万円) 60,704 百万円	(2,489 百万円) 2,597 百万円	(47,289 百万円) 49,340 百万円	(4,629 百万円) 4,830 百万円	(42,660 百万円) 44,510 百万円
H19	(57,759 百万円) 60,308 百万円	(2,450 百万円) 2,577 百万円	(46,542 百万円) 48,964 百万円	(4,556 百万円) 4,793 百万円	(41,986 百万円) 44,171 百万円
H20	(54,980 百万円) 56,415 百万円	(2,311 百万円) 2,382 百万円	(43,902 百万円) 45,266 百万円	(4,298 百万円) 4,431 百万円	(39,604 百万円) 40,835 百万円
H21	(37,795 百万円) 37,631 百万円	(1,451 百万円) 1,443 百万円	(27,577 百万円) 27,421 百万円	(2,700 百万円) 2,685 百万円	(24,877 百万円) 24,736 百万円
H22	(37,196 百万円) 38,520 百万円	(1,421 百万円) 1,473 百万円	(27,008 百万円) 27,978 百万円	(2,644 百万円) 2,739 百万円	(24,364 百万円) 25,239 百万円
H23	(37,523 百万円) 45,129 百万円	(1,572 百万円) 1,990 百万円	(27,087 百万円) 34,275 百万円	(2,093 百万円) 2,649 百万円	(24,994 百万円) 31,626 百万円
H24	(40,644 百万円) 48,011 百万円	(1,777 百万円) 2,181 百万円	(30,655 百万円) 37,618 百万円	(2,367 百万円) 2,904 百万円	(28,288 百万円) 34,714 百万円
H25	(39,461 百万円) 48,943 百万円	(1,712 百万円) 2,232 百万円	(29,537 百万円) 38,499 百万円	(2,280 百万円) 2,972 百万円	(27,257 百万円) 35,527 百万円
H26	(46,375 百万円) 47,677 百万円	(2,073 百万円) 2,144 百万円	(35,812 百万円) 37,043 百万円	(2,762 百万円) 2,857 百万円	(33,050 百万円) 34,186 百万円
H27	(44,210 百万円) 49,086 百万円	(1,954 百万円) 2,218 百万円	(33,734 百万円) 38,346 百万円	(2,594 百万円) 2,946 百万円	(31,140 百万円) 35,400 百万円
H28	(44,264 百万円) 48,948 百万円	(1,957 百万円) 2,209 百万円	(33,841 百万円) 38,219 百万円	(2,600 百万円) 2,934 百万円	(31,241 百万円) 35,285 百万円
H29	(43,834 百万円) 49,927 百万円	(1,917 百万円) 2,254 百万円	(33,171 百万円) 38,927 百万円	(2,546 百万円) 2,988 百万円	(30,625 百万円) 35,939 百万円
H30	(45,753 百万円) 50,104 百万円	(2,025 百万円) 2,263 百万円	(34,967 百万円) 39,161 百万円	(2,684 百万円) 3,000 百万円	(32,283 百万円) 36,161 百万円
R1	(45,167 百万円) 51,606 百万円	(1,993 百万円) 2,330 百万円	(34,494 百万円) 40,375 百万円	(2,643 百万円) 3,087 百万円	(31,851 百万円) 37,288 百万円
R2	(45,485 百万円) 38,939 百万円	(1,994 百万円) 1,630 百万円	(34,550 百万円) 28,303 百万円	(2,642 百万円) 2,163 百万円	(31,908 百万円) 26,140 百万円
R3	(37,685 百万円) 41,395 百万円	(1,565 百万円) 1,766 百万円	(27,114 百万円) 30,680 百万円	(2,073 百万円) 2,345 百万円	(25,041 百万円) 28,335 百万円
R4	(32,904 百万円) 39,795 百万円	(1,325 百万円) 1,695 百万円	(23,011 百万円) 29,448 百万円	(1,759 百万円) 2,251 百万円	(21,252 百万円) 27,197 百万円
R5	29,488 百万円	1,134 百万円	19,702 百万円	1,506 百万円	18,196 百万円
R6	55,224 百万円	2,535 百万円	44,037 百万円	3,366 百万円	40,671 百万円
R7	56,336 百万円	2,596 百万円	45,088 百万円	3,446 百万円	41,642 百万円
R8	55,798 百万円	2,567 百万円	44,579 百万円	3,407 百万円	41,172 百万円
R9	55,564 百万円	2,554 百万円	44,358 百万円	3,391 百万円	40,967 百万円
R10	54,653 百万円	2,504 百万円	43,497 百万円	3,325 百万円	40,172 百万円
R11	54,119 百万円	2,475 百万円	42,992 百万円	3,286 百万円	39,706 百万円
R12	53,510 百万円	2,442 百万円	42,416 百万円	3,242 百万円	39,174 百万円
R13	53,117 百万円	2,421 百万円	42,044 百万円	3,214 百万円	38,830 百万円
R14	52,513 百万円	2,388 百万円	41,473 百万円	3,170 百万円	38,303 百万円
R15	51,932 百万円	2,356 百万円	40,924 百万円	3,128 百万円	37,796 百万円
R16	51,176 百万円	2,315 百万円	40,209 百万円	3,073 百万円	37,136 百万円
R17	50,839 百万円	2,297 百万円	39,890 百万円	3,049 百万円	36,841 百万円
R18	50,102 百万円	2,256 百万円	39,194 百万円	2,996 百万円	36,198 百万円
R19	49,435 百万円	2,220 百万円	38,563 百万円	2,948 百万円	35,615 百万円
R20	48,750 百万円	2,183 百万円	37,915 百万円	2,898 百万円	35,017 百万円
R21	48,493 百万円	2,169 百万円	37,672 百万円	2,879 百万円	34,793 百万円
R22	47,592 百万円	2,120 百万円	36,820 百万円	2,814 百万円	34,006 百万円
R23	47,134 百万円	2,095 百万円	36,387 百万円	2,781 百万円	33,606 百万円
R24	46,749 百万円	2,074 百万円	36,023 百万円	2,753 百万円	33,270 百万円
R25	46,553 百万円	2,063 百万円	35,838 百万円	2,739 百万円	33,099 百万円
R26	45,914 百万円	2,028 百万円	35,234 百万円	2,693 百万円	32,541 百万円
R27	45,404 百万円	2,001 百万円	34,751 百万円	2,656 百万円	32,095 百万円
R28	45,060 百万円	1,982 百万円	34,426 百万円	2,631 百万円	31,795 百万円
R29	44,807 百万円	1,968 百万円	34,187 百万円	2,613 百万円	31,574 百万円
R30	44,285 百万円	1,940 百万円	33,693 百万円	2,575 百万円	31,118 百万円
R31	43,505 百万円	1,897 百万円	32,956 百万円	2,519 百万円	30,437 百万円
R32	43,172 百万円	1,879 百万円	32,641 百万円	2,495 百万円	30,146 百万円
R33	42,895 百万円	1,864 百万円	32,379 百万円	2,475 百万円	29,904 百万円
R34	42,081 百万円	1,820 百万円	31,609 百万円	2,416 百万円	29,193 百万円
R35	41,410 百万円	1,783 百万円	30,975 百万円	2,368 百万円	28,607 百万円
R36	40,768 百万円	1,748 百万円	30,368 百万円	2,321 百万円	28,047 百万円
R37	40,253 百万円	1,720 百万円	29,881 百万円	2,284 百万円	27,597 百万円
R38	39,462 百万円	1,677 百万円	29,133 百万円	2,227 百万円	26,906 百万円
R39	38,808 百万円	1,642 百万円	28,514 百万円	2,180 百万円	26,334 百万円
R40	38,183 百万円	1,608 百万円	27,923 百万円	2,134 百万円	25,789 百万円
R41	37,715 百万円	1,582 百万円	27,481 百万円	2,101 百万円	25,380 百万円
R42	37,055 百万円	1,546 百万円	26,857 百万円	2,053 百万円	24,804 百万円
R43	36,596 百万円	1,521 百万円	26,423 百万円	2,020 百万円	24,403 百万円
R44	36,126 百万円	1,496 百万円	25,978 百万円	1,986 百万円	23,992 百万円
R45	2,457 百万円	6 百万円	107 百万円	8 百万円	99 百万円

(注1)平成18年度から令和3年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、令和4年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H18	(75,422 百万円) 78,335 百万円
H19	(75,021 百万円) 78,320 百万円
H20	(72,084 百万円) 74,240 百万円
H21	(54,982 百万円) 54,268 百万円
H22	(54,506 百万円) 56,375 百万円
H23	(53,810 百万円) 61,954 百万円
H24	(56,893 百万円) 64,828 百万円
H25	(55,949 百万円) 65,990 百万円
H26	(62,880 百万円) 64,811 百万円
H27	(61,476 百万円) 66,967 百万円
H28	(62,345 百万円) 67,652 百万円
H29	(61,974 百万円) 68,686 百万円
H30	(64,069 百万円) 69,060 百万円
R1	(63,889 百万円) 70,967 百万円
R2	(64,498 百万円) 57,307 百万円
R3	(57,536 百万円) 61,822 百万円
R4	(53,541 百万円) 60,967 百万円
R5	51,091 百万円
R6	74,975 百万円
R7	74,335 百万円
R8	73,656 百万円
R9	73,190 百万円
R10	72,313 百万円
R11	71,716 百万円
R12	71,049 百万円
R13	70,582 百万円
R14	69,808 百万円
R15	69,158 百万円
R16	68,542 百万円
R17	68,134 百万円
R18	67,342 百万円
R19	66,715 百万円
R20	66,147 百万円
R21	65,726 百万円
R22	64,988 百万円
R23	64,398 百万円
R24	63,849 百万円
R25	63,451 百万円
R26	62,687 百万円
R27	62,168 百万円
R28	61,596 百万円
R29	61,243 百万円
R30	60,515 百万円
R31	60,013 百万円
R32	59,461 百万円
R33	59,119 百万円
R34	58,455 百万円
R35	57,931 百万円
R36	57,436 百万円
R37	57,067 百万円
R38	56,425 百万円
R39	55,918 百万円
R40	55,441 百万円
R41	55,130 百万円
R42	54,473 百万円
R43	54,020 百万円
R44	53,550 百万円
R45	14,420 百万円

(注1) 平成18年度から令和3年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、令和4年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

2(1)のうち、「ヲ」を「ワ」とし、「ワ」を「カ」とし、「カ」を「ヨ」とし、「ヨ」を「タ」とし、「タ」を「レ」とし、「レ」を「ソ」とし、「ソ」を「ツ」とし、ルの次に次を加える。

ヲ ETC三島用カード

櫃石島、岩黒島又は与島を通行できるものとして会社が貸与するETCカード

2(1)カのうち、「ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車」を「ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード、ETCコーポレートカード又はETC三島用カードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車」に改める。

2(4)イのうち、「(イ)会社が別に定める日の前日まで」を「(イ)令和5年3月26日まで」に、「(ロ)会社が別に定める日から」を「(ロ)令和5年3月27日以降」に、「無線通行により料金所を通行し」を「無線通信により料金所を通行し」に改める。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字オケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	10 キロメートル	9,036 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	8 キロメートル	12,482 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ポーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	66 箇所	4,952 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2,475百万円
R 2	1,655百万円
R 3	2,452百万円
R 4	55百万円
R 5	6,613百万円
R 6	2,681百万円
R 7	2,800百万円
R 8	3,167百万円
R 9	2,395百万円
R 1 0	2,114百万円
R 1 1	1,810百万円

(注1) 平成27年度から令和3年度は実績値を、令和4年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和5年 3月24日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 高松 勝

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 後藤 政郎